

井手町から転出される方へ

新しい住所に住み始めた日から**14日以内**に新住所地の市区町村役所(場)で転入手続き(届出)を行ってください。

※正当な理由なく転入手続き(届出)が遅れると、過料に処せられることがあります。

対 象		手続きの内容	担当課
児童手当受給者		「消滅」の手続きをして、新住所地で手続きをしてください。	子育て支援課 Tel82-2022 (庁舎1階)
児童扶養手当 特別児童扶養手当受給者		手当証書をお持ちの上、住所変更の手続きをしてください。	
井手町特別児童扶養手当 心身障害児童特別手当受給者		資格喪失の手続きをしてください。	
保育園在園児		退所の手続きをしてください。	
母子家庭奨学金受給者		住所変更の手続きをしてください。	
国民健康保険被保険者		転出(予定)日の翌日に資格が喪失します。国民健康保険資格確認書を返納し、手続(喪失・変更)をしてください。 国民健康保険税に未納がある方は精算してください。	保健医療課 Tel82-6166 (庁舎1階)
後期高齢者医療被保険者		後期高齢者医療資格確認書を返納し、手続(喪失・変更)をしてください。	
福祉医療(老人・障がい・ひとり親・子育て・健康管理事業)・自立支援医療・養育医療受給者		各種医療受給者証を返納し、手続(喪失・変更)をしてください。	
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者		手帳の住所変更の手続きをしてください。	福祉課 Tel82-6165 (庁舎1階)
障害福祉手当 特別障害者手当受給者		各手当の資格喪失及び未支給金の受給手続きをしてください。	
介護保	65歳以上の方、40歳～64歳までの介護認定を受けている方	介護保険被保険者証をお返しください。 介護認定の申請中または認定を受けておられる方は、受給者資格証明書を発行します。	
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車 ミニカーの所有者		ナンバープレートを持参して廃車手続きをしてください。 その後、本町が交付した廃車証明書を持参して新住所地で登録手続きをしてください。	税住民課 Tel82-6163 (庁舎1階)
町税等に未納がある方		未納の町税等の精算をしてください。	
水道の手続き		閉栓の手続きをしてください。	上下水道課 Tel82-6169 (庁舎2階)

し尿処理の加入世帯 浄化槽の使用休止または廃止をする 方	世帯全員でし尿収集を廃止される方は、廃止届をして ください。 浄化槽の使用休止または廃止の届出をしてください。	産業環境課 TEL82-6168 (庁舎 2 階)
犬の登録をしている方	新住所地で犬の登録事項を変更してください。	
多賀地区町営住宅入居者	入居者の異動等の手続きしてください。	建 設 課 TEL82-6167 (庁舎 2 階)
公立小・中学校の児童・生徒	転学手続きをし、今までの学校から在学証明書・教科 書給与証明書を受けてください。上記のものを持参し て新住所地で手続きをしてください。	教育委員会 学校教育課 TEL82-4333 (庁舎 3 階)
井手地区町営住宅・府営住宅入居者	入居者の異動等の手続きしてください。	同和・人権政策課 TEL82-3380 (人権交流センター内)
図書館利用者カードをお持ちの方	利用者カードを返納もしくは破棄してください。 (井手町内にお勤め、もしくは木津川市、相楽郡に転 出される方は別資格で図書館をご利用いただけます。 図書館で手続きをお願いします。)	図 書 館 TEL82-5700 (山吹ふれあいセンター2F) ※休館日は毎週月曜日 (月曜日が祝日の場合は その翌日)

《転入手続き(届出)に必要なもの》

- ◇ 転出証明書
- ◇ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど公的機関の発行した顔写真付き証明書)
- ◇ マイナンバーカード(転入先の窓口でカードを提示した上で暗証番号の入力が必要となります。)
- ◇ 同一世帯以外の代理人が転入手続き(届出)をされる場合は、本人自筆の**委任状**
- ◇ 印鑑(転入先によっては必要になる場合があります。)

なお、転入の手続きに必要なものは新住所地の市区町村役所(場)に事前に確認をお願いします。

《その他》

- ◇ 転出を取りやめたときは、転出証明書、本人確認書類を持参のうえ転出取り消しの手続きをしてください。
- ◇ 新住所、転出予定日等が変更になってもそのまま転入手続きを行ってください。
- ◇ 転出証明書を紛失したときは、井手町に紛失した旨を届出し転出証明書の再交付を受けてください。

井手町役場 税住民課

TEL(0774)82-6163 直通

※昼休み時間中(正午～午後1時)は上記の手続きができませんのでご了承ください。